

公園の利用について

公園の野草を採りたい！

公園内の植物の採取は、市の条例で禁止されています。

犬を連れて行ってもいいの？

公園には犬を連れて入れます。
ただし、放すことはできません。
必ずリードをつけ、フンの持ち帰りなど
ルールやマナーを守ってご利用ください。



ドッグラン（七国公園）

七国公園（七国三丁目 125）には、リードを外して遊ばせることができる「ドッグラン」という施設があります。

ご利用には事前の登録が必要です。

（詳しくは、指定管理者 ニュータウンアーバンビレッジパーク
☎649-8300 まで）

グラウンドゴルフやゲートボールをしてもいいの？

以下の点に注意して、楽しんでください。

- ・利用は平日の午前中
- ・公園広場全体を使用しない
- ・必ずほかの利用者の使えるスペースを空ける



他の公園利用者と譲り合ってお使いください。

※定期的な利用は市か指定管理者に連絡してください。

ボール遊びをしてもいいの？

小さなお子さんからご高齢の方まで、たくさんの人が集まる公園では、一般的にサッカーや硬いボールを使ったキャッチボール、バットなどの使用を制限しています。

（※小さなお子さん、その保護者の方が柔らかいボールを使って遊ぶことまでは制限していません。）

もう少し広い場所で思い切って遊びたいというときは、右の一覧の運動や簡易なボール遊びができる広場がある公園をご利用ください。ご利用は無料です。

なお、これらの公園は、球技のチームや大人の団体が使用できるような整備はされていません。

そのような利用をしたい方は、中開きページ「連絡先一覧」の運動公園、上柚木公園、戸吹スポーツ公園、市で直接管理する運動施設などがあります。

また、公園以外にも屋外運動施設がありますので、詳しくはスポーツ施設管理課にお問い合わせください。

公園アドプト制度ってなに？

市が、公園に関わる市民のみなさんのボランティア活動を支援して、協働で公園を維持していく制度です。

活動内容は、清掃・除草・花壇作り・樹木の手入れ・動植物の保護育成活動・里山活動など、公園や団体によってさまざまです。

登録対象は5名以上の団体で、用具の支給や保険の加入などの支援が受けられます。

公園で花火をしたい！

公園花火をする場合には、以下の注意を守ってください。

- ・ロケット花火や打ち上げ花火、爆竹、ねずみ花火等の大きな音のするものは禁止。
 - ・近所の迷惑にならないよう、静かに遊ぶ。
 - ・夜遅くは遊ばない。
 - ・他の利用者や住宅に煙が流れないように注意する。
 - ・まわりに燃えやすいものが無いか注意する。
 - ・水を用意して、火の後始末はしっかりする。
 - ・ゴミ、灰、燃え殻などは必ず持ち帰る。
- ※戸吹スポーツ公園、高尾駒木野庭園では禁止です。

公園でバーベキューをしたい！

公園でのバーベキューは、一部の公園を除き事前の申し込みは必要ありませんが、必ず以下の注意を守ってください。

- ・夜間禁止。
- ・住宅に近い場所ではしない。
- ・地面で焚き火のように直接火を燃やさないで、バーベキューコンロなどを利用する。
- ・ゴミ、灰、燃え殻などは必ず持ち帰る。
- ・公園内の水道で洗い物をしない。（食材や油が排水管に詰まるため。）
- ・他の目的で公園を利用する人もいます。騒ぐ、暴れるなど他人に不快な思いをさせないよう配慮する。
- ・近所の方や他の利用者から苦情があった場合は、速やかに中止し撤収する。

※戸吹スポーツ公園、高尾駒木野庭園、内裏谷戸公園、別所公園、お花見時期の富士森公園では禁止です。

※運動公園では管理事務所へ一声かけてください。

※長池公園・上柚木公園は事前申し込みが必要です。

（長池公園☎678-4616 上柚木公園☎675-0227）

運動ができる広場のある公園

元横山2号河川敷広場	田町4先
多賀公園	元本郷町四丁目19
中野町公園	中野上町二丁目5
清川河川敷広場	清川町19先
東浅川公園	東浅川町559
秋葉台公園	別所二丁目4
上柚木公園	上柚木二丁目19-1
めじろ台東公園	山田町1889-6
船田運動広場	城山手一丁目1095-220
城山手もみじ公園	城山手二丁目1095-536
下栲田公園	栲田町500-2
つつみの池公園	館町1327-2
子の澤公園	寺田町400-20
横川橋公園	横川町105-46
裏宿さくら公園	元八王子町二丁目3351-16
松枝河川敷広場	諏訪町1922先
諏訪町公園	諏訪町7
柳沢さくら公園	式分方町463
小田野中央公園	西寺方町400先
小津町児童遊園	小津町417-1
下川口公園	川口町1543-4
北野台わかば公園	打越町879-210
栃谷戸公園	みなみ野五丁目29
宇津貫公園	七国六丁目1
高倉公園	高倉町10
子安公園	子安四丁目31
下田公園	打越町36



令和4年4月



公園・緑地の維持管理は指定管理者

市内の「公園」「緑地」800箇所（令和4年度＜2022年度＞）について、指定管理者 11事業者が維持管理を行っています。

指定管理者の管理する公園

市内指定管理者の管理区分けとお問い合わせ先は

中開きの「[管理区分けマップ](#)」をご覧ください。

指定管理者の業務	内 容
公園の維持管理に関する業務	樹木の剪定・伐採、草刈、清掃、施設の点検や修繕など
施設利用に関する業務	利用方法についての問合せ、利用の申し込み、予約管理、使用料の収納など
その他の業務	公園アドプト団体の支援、利用促進や地域活動の支援など

※指定管理者制度とは？

指定管理者制度とは、地方公共団体が設置する公園や市民会館、体育館などの公の施設の管理運営について、民間事業者等への包括的な委任を可能とする地方自治法上の制度です。これは市の管理方針に基づきながらも、民間の知識や手法を取り入れた管理運営が可能となり、より効果的、効率的な施設運営と市民サービスの向上を図るものです。

お問い合わせ

八王子市 まちなみ整備部 公園課 （電話 042-620-7271）